

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年3月29日
【発行者の名称】	G A I A株式会社 (G A I A I n c .)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中桐 啓貴
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目2番11号
【電話番号】	03-6302-0200
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 窪田 淳行
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	G A I A株式会社 https://www.gaiainc.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相당한注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
営業収益 (千円)	366,624	405,062	454,435
経常利益 (千円)	18,911	26,872	44,165
当期純利益 (千円)	15,922	19,054	31,517
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	71,405	71,405	71,405
発行済株式総数 (株)	140,200	140,200	140,200
純資産額 (千円)	164,281	183,336	214,853
総資産額 (千円)	247,855	255,449	289,261
1株当たり純資産額 (円)	1,171.76	1,307.68	1,532.48
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	130.57	135.91	224.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	66.3%	71.8%	74.3%
自己資本利益率 (%)	15.7%	11.0%	15.8%
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	59,411	1,423	42,754
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△8,183	△5,660	△13,000
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△18,437	3,850	△10,004
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	128,836	128,451	148,200
従業員数 (名)	22	27	31

注 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

- 5 株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
- 6 2023年12月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、第16期(2021年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 7 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第17期及び第18期の財務諸表について監査法人東海会計社の監査を受けておりますが、第16期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
- 8 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期及び第18期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

2004年4月に「証券取引等の一部を改正する法律」が施行。金融商品仲介業（金融商品取引法2条11項に掲げる業務）が創設され、金融商品仲介業者の登録が可能となりました。

代表取締役社長の中桐啓貴は、MBA取得のため留学した米国で、長期的に顧客に寄り添うファイナンシャル・アドバイザーサービスが広く普及、拡大していることを参考に、日本でも同様のサービスを展開するべく2006年2月にG A I A株式会社を設立し、「二世代プライベートFP」をコンセプトに掲げました。

2006年2月に日興コーディアル証券株式会社（現在のS M B C日興証券株式会社）と業務委託契約を締結し、2007年12月に金融商品仲介業者として登録。2009年1月には、楽天証券株式会社と、2012年4月には株式会社S B I証券と業務委託契約を締結しました。「値下がり投資信託を賢く見直すセミナー」等による顧客拡大に伴い、2010年2月には日本橋、2013年7月には新宿に事務所を移転し、2015年3月には、大阪に新規事務所（現在の大阪支店）を開設しました。2016年10月には、楽天証券株式会社が提供する投資一任契約（当社専用コース）の媒介開始を契機として、お客様との利益相反の軽減を図るべく、当社が仲介・媒介したお客様の資産残高に当社の収入が連動する事業構造「フィーベース」へ転換いたしました。現在、金融商品仲介業における営業収入の85%程度がフィーによるものとなっています。

投資一任契約の媒介開始に際して、2016年6月に投資助言業者として登録。楽天証券株式会社が提供する投資一任契約（当社専用コース）において、弊社のお客様のニーズにより適したポートフォリオを構築することを目的に投資助言業を開始しました。

サービス面では、お客様により広範なサービスを提供することを目的として2008年5月に生命保険代理業、2017年8月に不動産に係る紹介業務、2020年6月に銀行代理業を開始しました。また、お客様に様々なソリューションを提供することを目的として、各土業との連携を図っております。2022年12月時点で19社の税理士事務所等の専門家と提携しております。

お客様へ長期的・包括的・定量的な提案を行うため、ファイナンシャル・プランニング・ツールの開発・定着を目指して2021年12月には、株式会社キャピタル・アセット・プランニングとの業務・資本提携を締結しました。

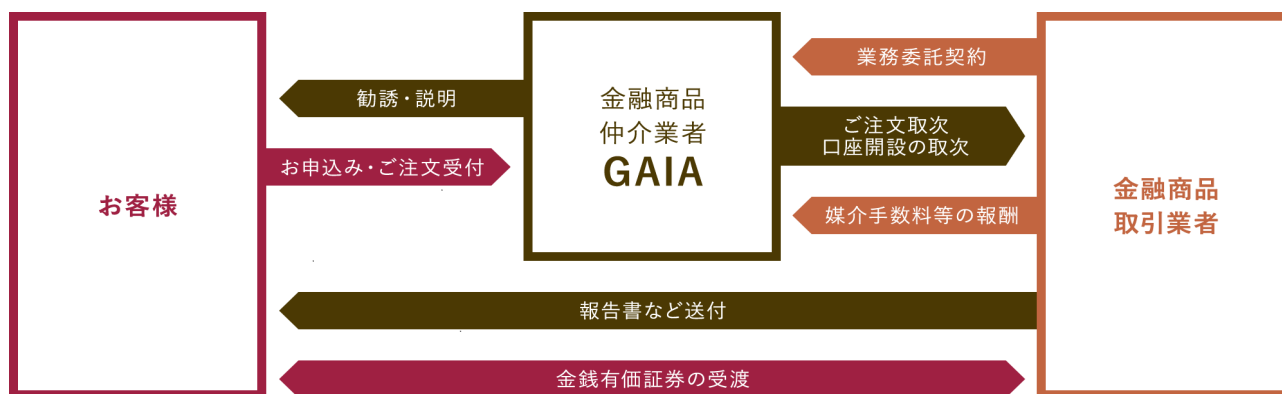
年 月	沿 革
2006年2月	G A I A株式会社設立。
2006年2月	日興コーディアル証券株式会社との間で業務委託契約を締結。
2007年12月	関東財務局に金融商品仲介業者として登録（登録番号：関東財務局長（金仲）第235号）。投資信託、株式、債券などの金融商品の媒介を開始。
2008年5月	生命保険代理店として生命保険会社と業務委託契約を締結。
2009年1月	楽天証券株式会社との間で業務等委託基本契約を締結。
2010年2月	事業所を日本橋に移転。
2012年4月	株式会社S B I証券との間で業務委託契約を締結。
2013年7月	事業所を新宿（現在の東京本店所在地）に移転。
2015年3月	S M B C日興証券株式会社との業務委託契約を解除。
2015年3月	大阪（現在の大阪支店所在地）に新規事務所を開設。
2016年6月	関東財務局に投資助言業者として登録（登録番号：関東財務局長（金商）第2934号）。
2016年10月	楽天証券株式会社が提供する投資一任契約（当社専用コース）の媒介開始を契機として、事業構造を当社が媒介したお客様の資産残高に当社の収入が連動する「フィーベース」へ転換。
2017年8月	不動産に係る紹介業務を開始。
2020年6月	関東財務局に銀行代理業者として登録（登録番号：関東財務局長（銀代）第379号）。住宅ローンの媒介を開始。
2021年12月	株式会社キャピタル・アセット・プランニングと業務・資本提携。
2024年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場。

3 【事業の内容】

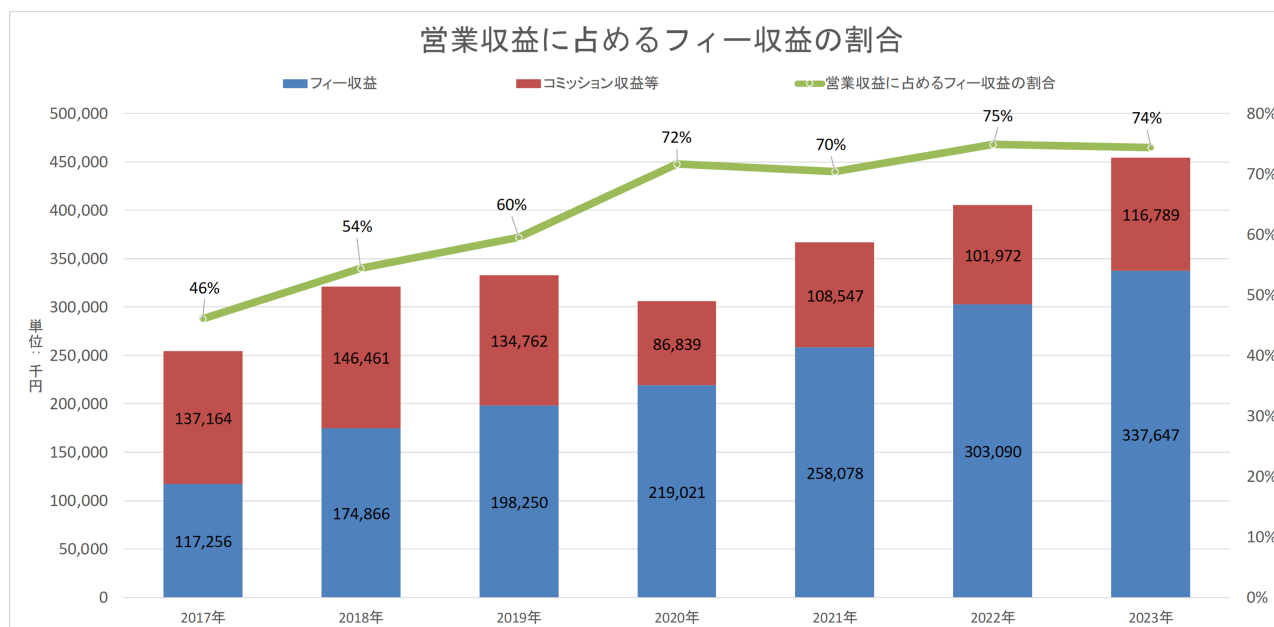
当社は、「FPによる金融サービス提供事業」の単一セグメントです。「ファイナンシャル・プランニングによって世界中の人々の夢を実現する」というビジョンを掲げ、ファイナンシャル・プランニングに基づいた様々な提案を行っております。なお、当社の収益は証券仲介手数料収入、投資顧問料収入、顧問FP報酬、保険代理店手数料収入、その他サービス収入に分類されます。

【証券仲介手数料収入】

当社は金融商品仲介業者（関東財務局長（金仲）第235号）として金融商品仲介業を行っております。金融商品仲介業とは、金融商品仲介業者が証券会社などの所属金融商品取引業者の委託を受けて、投資信託や有価証券等の売買の媒介等を行なうことをいいます。当社が媒介する預かり残高に連動して収益が発生するラップサービスや投資信託の媒介報酬も金融商品仲介業に含まれます。お客様は所属金融商品取引業者に手数料を支払い、金融商品仲介業者は所属金融商品取引業者から報酬を受けます。



媒介手数料等の報酬として当社に支払われる証券仲介手数料収入は、商品の取引の都度発生する売買手数料であるコミッションと、媒介する資産残高に応じて発生する信託報酬等のフィーに分かれます。当社は設立以来、顧客との利益相反を防ぐため、フィーによる収益拡大を目指してまいりました。フィーによる収益が主であるフィーベースモデルを確立すべく、2016年10月に「楽天証券ラップサービス」（楽天証券株式会社提供、当社専用コース。愛称「GMA」）の媒介を開始しました。収益に占めるフィーの割合は年々増えており、2023年12月期の営業収益454百万円のうちフィーによる収入は約74%となりました。



フィーベースでの事業構造が確立できたことにより、営業収益の安定性が高まり、アドバイザーの新規採用等を計画的に行うことができるようになりました。また、個々のアドバイザーにおいても、短期的には必ずしも収益にはならないお客様からの相談にも対応できるようになり、より深い関係性を構築することができるようになりました。結果として、ご家族や知人の紹介などが発生し、長期的に収益の拡大につながっております。

顧客のライフ・プランの実現を主たる目的とした、様々なソリューションの提案は、お客様との利益相反を適切に管理し、軽減することを可能としており、2017年3月に金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」に適っております。

【投資顧問料収入】

当社は2016年6月に投資助言業者（金融商品取引業者（投資助言・代理業）関東財務局長（金商）第2934号）として登録、2016年9月に楽天証券株式会社と投資顧問契約を締結し、楽天証券株式会社に対してGMAに関して組入銘柄を選択するための投資助言業務を開始しました。この投資助言業務に係る報酬は楽天証券株式会社から当社に支払われます。なお、金融商品仲介業における当社の顧客は楽天証券株式会社と投資一任契約を締結し、同社が提供するGMAに係る投資を行うことができます。

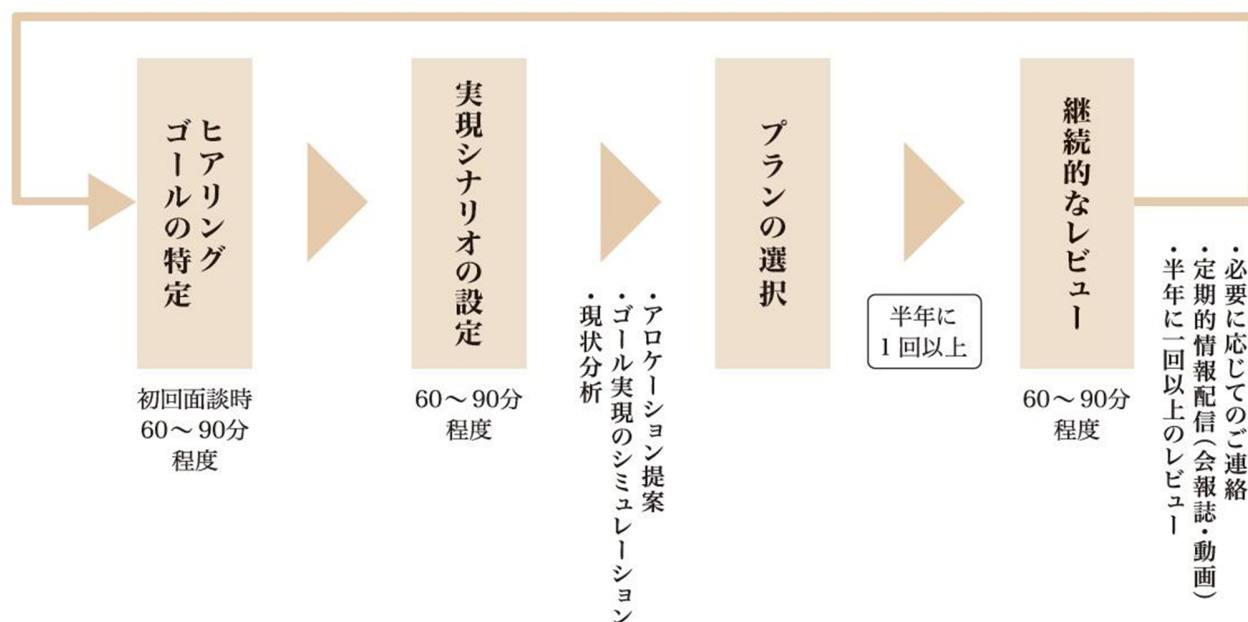
【顧問F P報酬】

当社は「ファイナンシャル・プランニングによって世界中の人々の夢を実現する」というビジョンを掲げ、ファイナンシャル・プランニング業を行っております。東京・大阪を中心に2023年12月末時点で849世帯のお客様に「プライベートF Pサービス」を提供しています。

「プライベートF Pサービス」の概要は以下のとおりです。

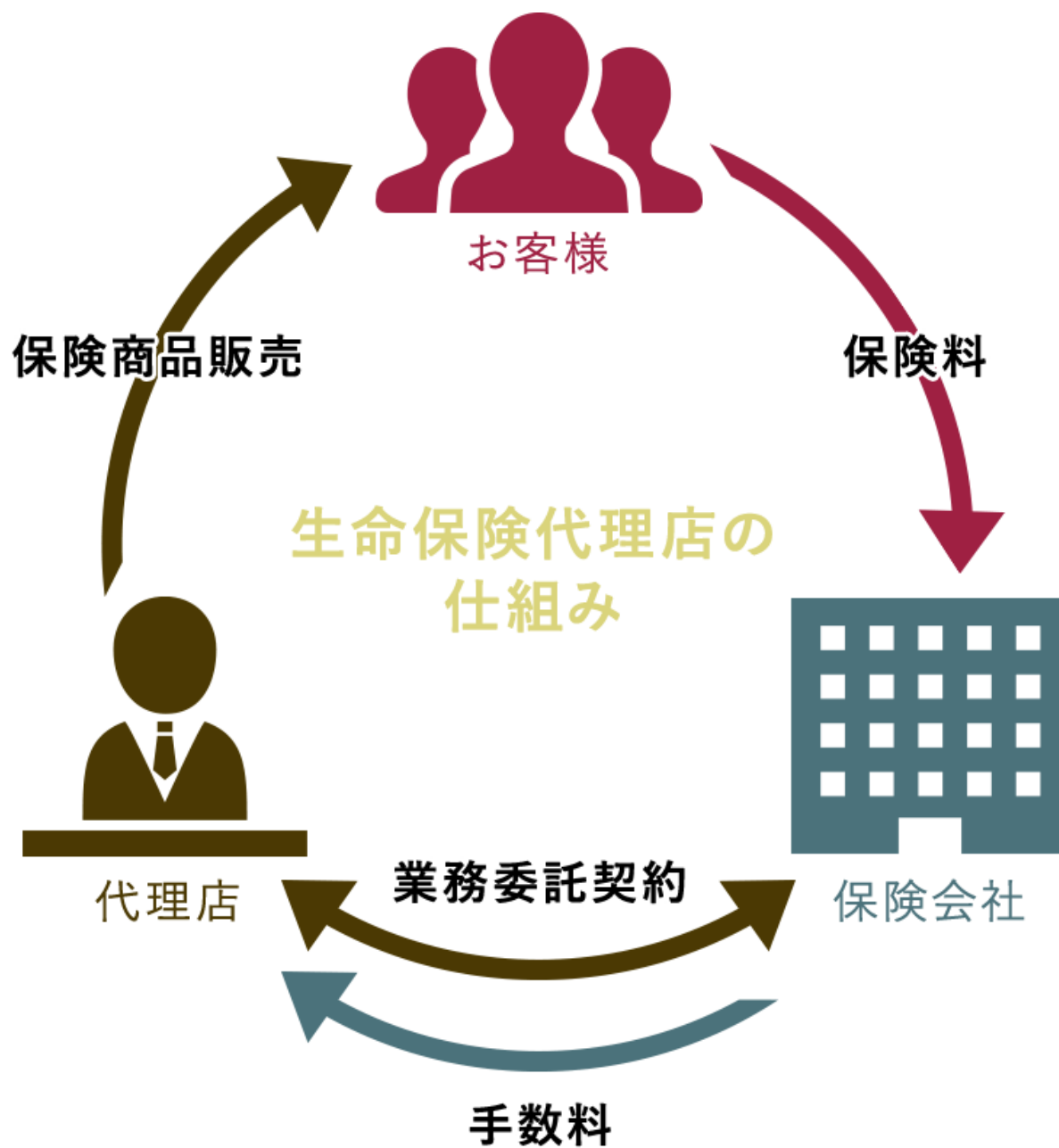
1. 顧客毎に専任のF P（アドバイザー）が担当し、ファイナンシャル・プランニングを作成。
2. ご家族単位（直系親族上2親等、下3親等以内）で利用が可能。
3. 年会費38,500円（消費税込み）の会費制。
4. 年2回以上の定期面談により、ファイナンシャル・プランニングを見直し。
5. 税理士法人や不動産会社等の専門家との提携による包括的ソリューションの提供。
（土業等の提携先のサービスを利用した場合には、提携先の規定に基づき利用料が発生。）

サービス全体の流れ



【保険代理店手数料収入】

顧客ニーズに幅広く対応するため、2008年5月に生命保険会社と業務委託契約を締結し、生命保険代理店として保険代理業を開始しております。

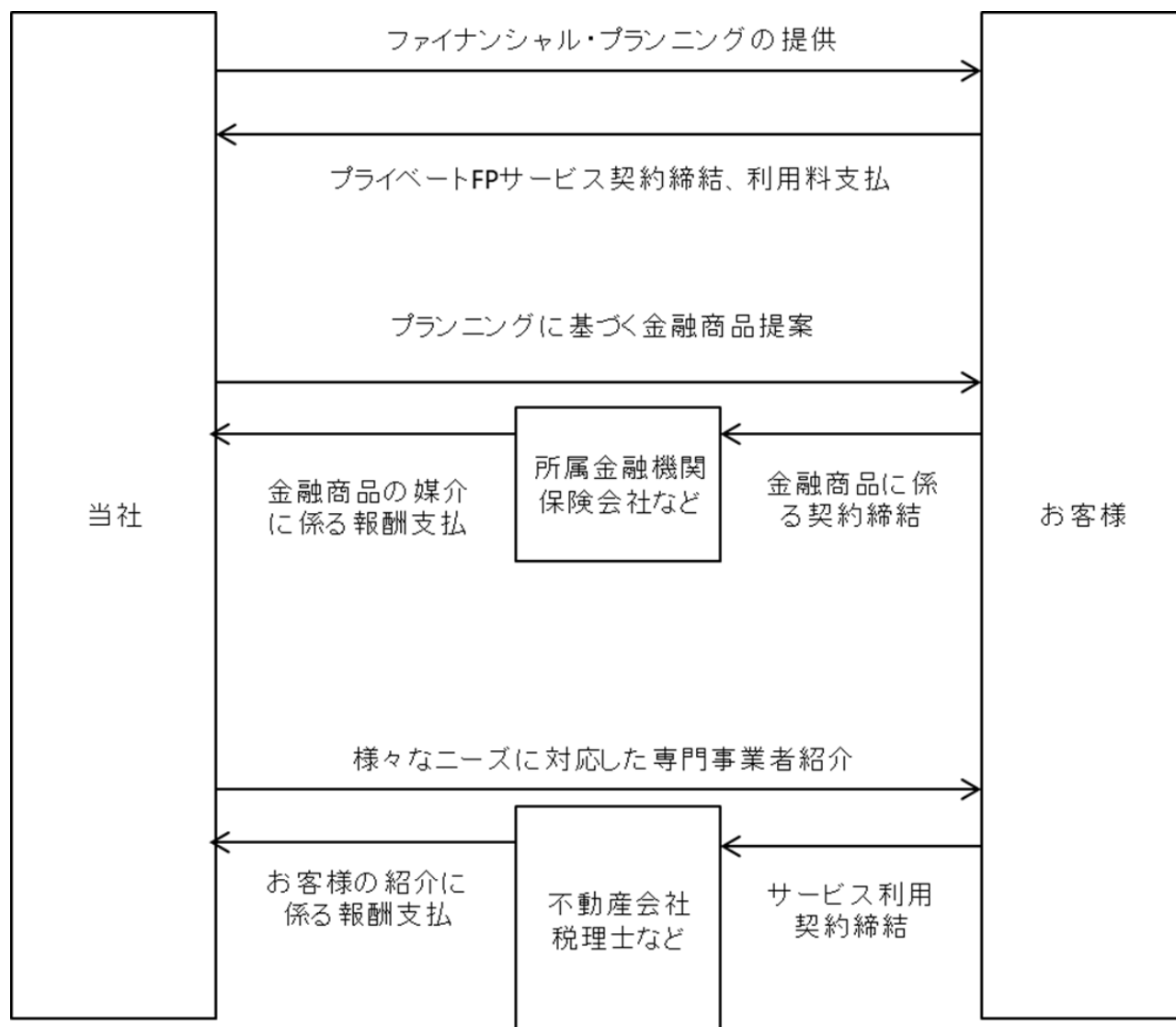


【その他のサービス収入】

上記に係る収益の他、ソニー銀行を所属銀行とする銀行代理業者（関東財務局長（銀代）第379号）として、ソニー銀行の住宅ローンのお申込みの媒介による手数料収入や、不動産に係る紹介業務に関する収入がございます。

当社の事業系統図は以下のとおりです。

事業系統図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
30	41.1	4.9	6,031

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しています。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はF Pによる金融サービス提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第18期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当事業年度における我が国経済は、地政学リスクの高まり、円安や物価高止まりの影響を受け、環境の変化が大きくなっております。

このような環境の中、資産所得倍増プラン等の政策も追い風となり金融商品仲介業者数は拡大が続いております。金融庁関東財務局によると2023年12月末時点における金融商品仲介業者は679社になりました。

当社におきましては、定期的な対面、オンラインの面談だけでなく相場変動時の顧客フォローを適宜行うことで高い顧客満足度を維持しております。また、金融商品仲介業者においても媒介する資産残高に応じて発生する信託報酬等のフィーを主な収益源とすることにより、顧客との利益相反を軽減しながら、安定成長を継続しております。

これらの結果、当事業年度の営業収益は454,435千円（前期比12.2%増）、営業利益は41,568千円（同53.3%増）、経常利益は44,165千円（同64.4%増）、当期純利益は31,517千円（同65.4%増）となりました。

なお、当社における報告セグメントは、F Pによる金融サービス提供事業のみであり、開示情報として重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第18期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は148,200千円（前期末比19,749千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は42,754千円（前事業年度は1,423千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益44,165千円があり、他方で法人税等の支払4,807千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は13,000千円（前事業年度は5,660千円の使用）となりました。これは投資有価証券の取得による支出10,000千円、定期預金の預入による支出3,000千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は10,004千円（前事業年度は3,850千円の獲得）となりました。これは、長期借入金の返済による支出10,004千円があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(3) 収入実績

第18期事業年度における収入実績を示すと、次の通りです。

事業内容	収入実績(千円)	前年同期比
F Pによる金融サービス提供事業	454,435	112.2%

- (注) 1. 当社はF Pによる金融サービス提供事業の単一セグメントです。
2. 主な相手先別の収入実績及び当該収入実績の総収入実績に対する割合は、次のとおりです。
また、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

相手先	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	収入実績 (千円)	割合	収入実績 (千円)	割合
楽天証券株式会社	293,117	72.4%	342,993	75.5%

3 【対処すべき課題】

当社は、お金の悩みを手放して、自分らしい人生を歩むことを望むお客様に、「ホスピタリティ・クオリティ・組織力」が溢れるサービスを提供し、日本を代表するお金のアドバイザーとなることを長期ビジョンとして掲げております。長期ビジョン達成の第一歩として、2025年末時点で、お客様から媒介した資産残高650億円達成を中期目標としております。中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

(1) 着実な内部成長の実現

当社では、2025年末に資産残高650億円を達成するためには新規のお客様の安定的な開拓に加えて、ご契約いただいているお客様の契約継続率の維持・向上が必要と考えております。そのためには、専任アドバイザー及び組織がお客様の変化に関心を持ち続け年2回の定期面談以外にも様々なご相談を受けることが必要で、これらによりお客様との長期的な関係構築を目指します。また、土業との連携により、お客様の様々なニーズにワンストップで対応できるネットワークをさらに構築していく方針です。当社が実施しているお客様の満足度調査（紹介意向を以って満足度調査としている）は高い水準を維持しており、一層の改善を目指しております。

さらなる規模拡大のためには新規顧客の開拓も重要と認識していますが、従来のセミナーなどを中心とする新規顧客獲得を目指す顧客獲得コストが増大することが見込まれます。顧客獲得コスト抑制のために、既存顧客からの紹介、所属証券会社や運用会社との連携強化、法人との提携強化を進めていく方針です。

(2) 優秀な人材の確保

目標とする内部成長の実現には生産性の改善が不可欠であり、それにはアドバイザーのみならず、それを支えるミドル・バックオフィス部門においても優秀な人材獲得が重要となります。アドバイザー育成では、当社独自のプログラムが用意されており、採用した人材の早期戦力化を目指しております。

また、2023年より人事評価制度を見直し、適正な人事評価による公平な処遇により、社員のモチベーションを高め、優秀な人材の定着率向上を図ります。

(3) 事業提携の推進

当社は、これまでも様々な事業提携を行ってきましたが、その多くは、ツール開発などサービス改善のためでした。様々な事業提携の貢献もあり、当社では「フィーベース」への事業構造転換が進み、財務体質が改善し、安定収益の確保が可能となりました。今後は、「日本を代表するお金のアドバイザー」としての十分な規模を確保するために、成長率の一段の上昇を目指して、事業提携へ経営資源を投下していく方針です。

4 【事業等のリスク】

本発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本発行情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場及び事業環境に関するリスクについて

当社の収益構造が「フィーベース」となっていることから、金融市場の変動に伴う資産価格の減少は、お客様の金融資産額の減少となり、当社の収益に影響を与える可能性があります。また、お客様の運用成果の悪化は、当社のサービスの解約となり、当社の財政状態及び経営成績に一段の影響を与える可能性があります。また、税制改正や金融サービス仲介業の創設など制度改正に伴う競争環境の変化が当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 特定事業及び特定取引先への依存について

第17期事業年度における金融商品仲介業の収益は営業収益の構成比の62.8%であります。金融商品仲介業の収益のうち、所属金融商品取引業者である楽天証券株式会社の占める比率は99.7%と高くなっております。第18期中間会計期間における金融商品仲介業の収益は営業収益の構成比の64.8%であります。金融商品仲介業の収益のうち、楽天証券株式会社の占める比率は99.8%と高くなっております。当社のフィービジネスモデルを支える基幹商品であるGMAは楽天証券が提供しており、同比率が高いことは収益が安定するフィービジネスモデルが確立された結果と言えます。当社では、様々なお客様のニーズに対するソリューションを提供するため、様々な事業を展開しておりますが、今後も金融商品仲介業を軸として成長を遂げていくと想定しております。ただし、金融商品仲介業における環境変化及び主要取引先との契約条件の変更などがあった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合の状況について

当社以外にもファイナンシャル・プランナーのサービスを提供する会社、金融商品仲介業者、生命保険代理店、投資助言業者は数多く存在します。こうした中で、当社が優位性を逸した場合、あるいは競争の激化に伴い収益が著しく減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。この対策として、当社はフィーベースモデルなど、より競争上の優位性を確保していく所存であります。

(4) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長中桐啓貴は、創業者であり、設立以来当社の経営方針、事業戦略の立案やその推進に重要な役割を果たしております。当社は特定の人物へ依存しない体制を構築するべく、経営幹部社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により中桐啓貴の当社における業務遂行が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害について

当社の事業においては、インターネットによる集客をはじめ、注文執行の媒介、相場データの収集に至るまでITシステムへの依存が大きくなっております。このため、数日間のシステム停止であれば人の組織的な対応で事業を継続できますが、想定以上のシステム停止等が発生した場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

(6) 自然災害等のリスクについて

当社が展開している地域において、大規模な地震等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ等の感染症の大規模な流行が発生した場合、業務遂行が困難になる可能性があります。当社は、感染症の感染拡大防止策を徹底しておりますが、非常事態が発生した場合においては、顧客及び従業員の安心・安全を最優先として、オンラインによる面談サービスを展開し、自宅に居ながら対面と変わらない面談サービスの提供も出来る体制を採用しております。また、会議などもオンラインで実施し、提供する情報の質と量についても、影響を受けにくい体制を整えております。当社は、このように有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、これら自然災害等が想定を大きく上回る規模で発生した場合には、サービスの提供が困難となり、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報保護について

新規顧客獲得を目的としたセミナー開催等により多量の個人情報を取得し、保有しております。当社では個人情報保護方針を作成し、CRMツール等により管理を行っておりますが、個人情報が漏洩した場合には、その対応のための費用や当社に対する認知、イメージの悪化などにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8)人材の確保について

2024年1月末時点における当社従業員30名であり、あらゆる部門において、従業員の減少は事業運営に支障をきたす可能性があります。特に、アドバイザー育成に1年から1年半程度を要することから、営業活動に支障が生じる可能性があります。当社では、人事評価制度見直し等により、社員の定着率向上を図っておりますが、一定時期に複数の社員が退職した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9)法的規制について

当社は主として金融商品仲介業、投資助言業、銀行代理業等を行っていることから、金融商品取引法、銀行法及び関連法令諸規則の規制を受けております。法的規制について、当社の許認可等は以下のとおりでございます。当社は、各種の法的規制に適合した経営の遂行を最重要課題とし、徹底を図っておりますが、万一、当該規制に抵触し、事業の停止、許可・登録の取消処分等を受けるような事態になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

本書公表日現在において法令違反等はありません。

許認可等の名称	許認可等の内容	有効期限	取消事由
金融商品仲介業	金融商品仲介業者 関東財務局長（金仲）第235号	なし	金融商品取引法第66条の20
投資助言業	金融商品取引業者（投資助言・代理業）関東財務局長（金商）第2934号	なし	金融商品取引法第52条
銀行代理業	銀行代理業者 関東財務局長（銀代）第379号	なし	銀行法第52条の56

(10)訴訟リスクについて

当社の事業特性上、クレーム等が発生する場合は、プライベートFPサービスの過程におけるものが大半であり、現在及び過去において訴訟等は発生しておりません。しかし、将来、顧客、取引先またはその他の第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、損害賠償請求等の訴訟、その他の法的手続きが行われる可能性があり、その内容や賠償金額等によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11)担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社は、本発行情報公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次のa又はbに該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約締結日	契約内容
G A I A株式会社	楽天証券株式会社	2016年 9 月 20 日	金融商品仲介業に係る業務委託基本契約（注 1）
G A I A株式会社	株式会社 S B I 証券	2012年 4 月 4 日	金融商品仲介業に関する業務委託契約（注 1）
G A I A株式会社	株式会社証券ジャパン	2023年11月17日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約（注 1）

（注）1．金融商品仲介業に係る業務委託契約の概要は、当社が所属金融商品取引業者へ金融商品の売買等の媒介を行い、業務委託報酬を受け取るものでございます。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第 6 【経理の状況】 1 【財務諸表等】 【注記事項】（重要な会計方針）」に記載しております。

（2）財政状態の分析

第18期事業年度（自2023年 1 月 1 日 至2023年12月31日）

（流動資産）

当会計期間末における流動資産の残高は、223,350千円（前事業年度末は196,612千円）となり、26,737千円増加となりました。これは主に、現金及び預金の増加22,749千円、前払費用の増加2,712千円、売掛金の増加567千円等によるものです。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、65,911千円（前事業年度末は58,836千円）となり、7,074千円増加となりました。これは主に、投資その他の資産の増加10,454千円等によるものです。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、74,408千円（前事業年度末は62,950千円）となり、11,457千円増加となりました。これは主に、未払法人税等の増加7,923千円、未払消費税等の増加3,016千円、未払金の増加2,572千円、契約負債の増加636千円等によるものです。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債は長期借入金の減少9,162千円により、当期末残高はなくなりました。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、214,853千円（前事業年度末は183,336千円）となり、31,517千円増加となりました。これは、利益剰余金の増加31,517千円によるものです。

（3）経営成績の分析

「1 【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりです。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4 【事業等のリスク】」に記載のとおりです。

（5）キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「1 【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

（6）経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第 4 【設備の状況】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株)(2023年12月31日)	公表日現在発行数(株)(2024年3月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	8,598	140,200	140,200	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	10,000	8,598	140,200	140,200	—	—

(注) 1. 2023年11月15日開催の取締役会及び2023年12月14日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月15日付で発行可能株式総数を増加する定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、990,000株増加し、1,000,000株となっております。

2. 2023年11月15日開催の取締役会決議により、2023年12月15日付で普通株式1株を100とする株式分割を実施し、株式数は138,798株増加し、140,200株となっております。

3. 2023年12月14日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月15日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2015年12月4日 (注1)	60	1,060	2,100	12,100	—	—
2015年12月4日 (注2)	125	1,185	4,375	16,475	—	—
2021年10月31日 (注3)	200	1,385	50,000	66,475	50,000	50,000
2021年12月24日 (注4)	17	1,402	4,930	71,405	4,930	54,930
2023年12月15日 (注5)	138,798	140,200	—	71,405	—	54,930

(注) 1. 有償株主割当増資

発行価格 35,000円、資本組入額 35,000円、割当先 個人3名

2. 有償第三者割当増資

発行価格 35,000円、資本組入額 35,000円、割当先 既存株主5名

3. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権20個(1個あたり普通株式10株)が権利行使され、200株が株式転換されました。

4. 有償第三者割当増資

発行価格 580,000円、資本金組入額 290,000円、割当先 株式会社キャピタル・アセット・プランニング

5. 株式分割(1:100)によるものです。

(6) 【所有者別状況】

2024年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	2	—	—	36	38	—
所有株式数（単元）	—	—	—	44	—	—	1,358	1,402	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	3.1	—	—	96.9	100	—

(7) 【大株主の状況】

2024年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中桐 啓貴	東京都大田区	78,800	56.21
中桐 敬子	東京都大田区	13,000	9.27
杉山 博一	東京都目黒区	10,000	7.13
長島 健治	千葉県佐倉市	6,000	4.28
中城 和仁	神奈川県鎌倉市	3,500	2.50
株式会社キャピタル・アセット・プランニング	大阪府大阪市北区堂島2丁目4番27号	3,400	2.43
宮武 由紀枝	千葉県浦安市	2,500	1.78
宮武 勝重	千葉県浦安市	2,500	1.78
大塚 康弘	東京都渋谷区	2,000	1.43
土田 麻里	東京都杉並区	2,000	1.43
片島 勲	広島県広島市中区	2,000	1.43
計	—	125,700	89.66

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,200	1,402	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	140,200	—	—
総株主の議決権	—	1,402	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値向上を重要な経営課題として認識しており、中長期的な事業拡大及び経営基盤強化に積極的に投資してまいりたいと考えております。内部留保資金についても、その一部は、今後予想される経営環境の変化への対応のための確保を行った上で、有効に投資していきたいと考えております。

4 【株価の推移】

当社株式は、2023年12月期において非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性4名、女性一名

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	中桐 啓貴	1973年5月21日	1997年4月 1998年2月 1998年4月 2003年6月 2005年9月 2006年2月 2020年1月	山一証券株式会社 入社 エクスパダイト・ジャパン株式会社 入社 メリルリンチ日本証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社)入社 米国留学 日興コーディアル証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 当社 代表取締役社長就任(現任) 一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会 理事長就任(現任)	(注3)	(注5)	78,800
取締役	一	中城 和仁	1967年5月1日	1990年4月 2006年10月 2007年10月 2013年12月 2015年2月	住友生命保険相互会社 入社 日興シティグループ証券株式会社(現シティグループ株式会社)入社 マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役就任(現任)	(注3)	(注5)	3,500

取締役 (注1)	—	久保 賢太 郎	1980年10 月5日	2007年10月 2011年10月 2014年4月 2016年11月 2017年12月 2018年4月 2021年1月 2021年10月 2023年6月 2023年7月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 経済産業省(商務情報政策局商務流通保安 グループ商取引・消費経済政策課)入省 T M I 総合法律事務所 入所 株式会社エスキュービズム 取締役・監査等委員就任 内閣府政策参与(地方創生推進事務局・国家戦略特区担当) 株式会社エスキュービズム 取締役就任(現任) 当社 取締役就任(現任) 株式会社ガイアバイオメディシン 監査役就任(現任) 株式会社昭和コーポレーション 監査役就任(現任) 内閣府構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員就任(現任)	(注3)	(注5)	—	
監査役 (注2)	—	瀧日 聡	1966年12 月26日	1990年10月 2003年3月 2005年8月 2015年2月 2016年3月 2018年9月 2019年6月 2021年1月 2022年3月 2024年1月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社 瀧日公認会計士事務所(現 グローウィン・パートナーズ会計事務所) 代表就任(現任) グローウィン・パートナーズ株式会社 取締役就任 当社 監査役就任(現任) 東洋グリーン株式会社 取締役就任 西武タンカー株式会社 監査役就任(現任) 株式会社テクノメタル 取締役就任(現任) グローウィン・パートナーズ株式会社 執行役員就任 東洋グリーン株式会社 監査役就任(現任) グローウィン・パートナーズ株式会社 顧問就任(現任)	(注3)	(注5)	1,000	
計									83,300

- (注) 1. 取締役久保賢太郎は、社外取締役であります。
2. 監査役瀧日聡は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年12月開催の臨時株主総会の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年12月開催の臨時株主総会の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2023年12月期における役員報酬の総額は、35,943千円を支給しております。
6. 当社では、担当業務に高いスキルを持つ人材を活用し、更なる業容・事業拡大を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員の役名、主な職名及び氏名は次のとおりであります。

役名	主な職名	氏名
執行役員	IFA事業部長	川越 一輝
執行役員	管理部長	窪田 淳行

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値を長期的・持続的に向上させるため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性を確保し、監督機能が十分に機能する組織体制を構築することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としています。

②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名(うち社外取締役1名)で構成され、経営上の意思決定機関として、法令及び定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。毎月1回定例の取締役会を開催する他、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。

2) 監査役

監査役は、毎月開催される取締役会に出席し広く意見を述べ、取締役の業務執行状況を監査する役割を担っております。また、監査役は内部監査担当、監査法人との連携・情報共有により、より実効性の高い監査が行われるよう努めております。

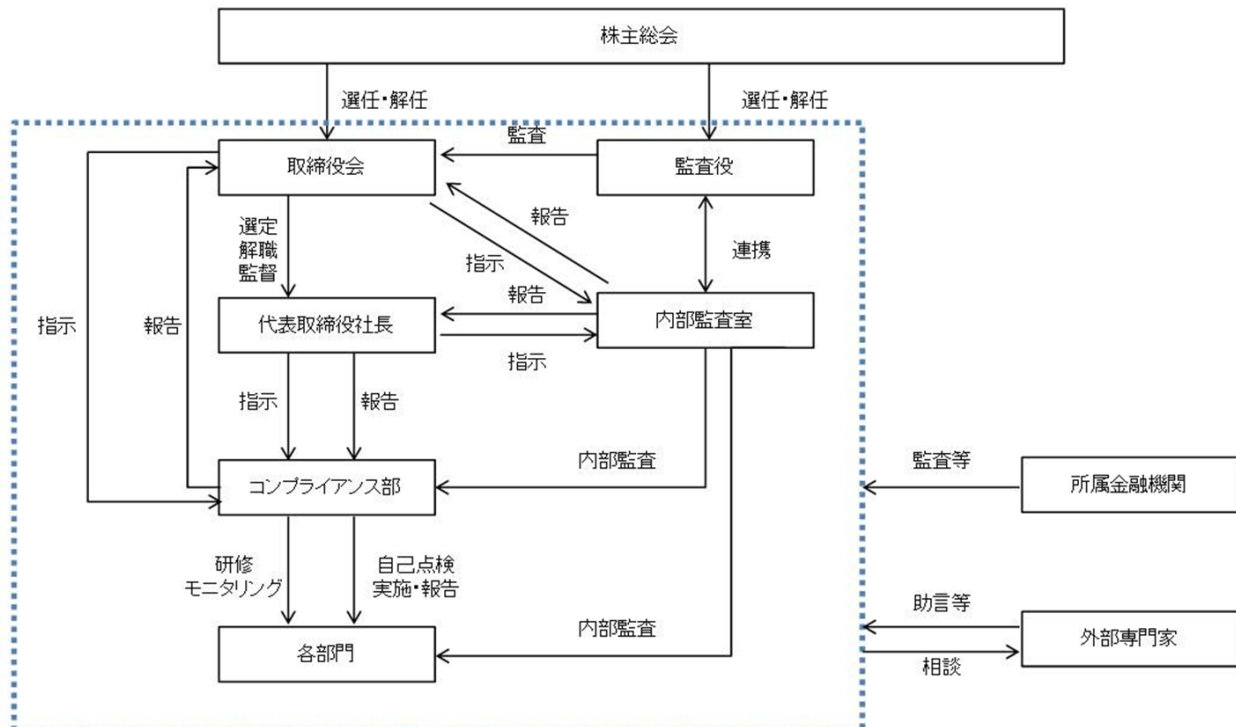
3) 内部監査

内部監査規程に基づき策定された内部監査年間計画に従い、法令・定款及び社内規定の遵守状況、業務執行の合理性、効率性、妥当性について当社全部門を対象に内部監査を実施しております。

4) 会計監査

当社は監査法人東海会計社と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年12月期において監査を執行した公認会計士は青島信吾氏、神谷善昌氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムに関する取締役会の決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。引き続き、職務権限規定の遵守により、内部牽制機能が適切に働くように努めてまいります。

④社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役1名及び社外監査役1名が選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外取締役及び社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反のおそれはありません。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主幹部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、必要に応じて、弁護士等の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員報酬の内容

役員の報酬については、2022年3月30日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額40,000千円、監査役の報酬限度額を年額5,000千円とすると決議されております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	30,393	30,393	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	5,550	5,550	—	—	2

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件と照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は2名以内とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮する環境を整備することを目的とするものであります。

⑬取締役及び監査役の責任限定契約の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

⑭中間配当に関する事項

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
8,300	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模、業務の特性、監査時間を勘案して、監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人東海会計社による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	147,051	169,800
売掛金	39,129	39,696
棚卸資産	738	818
前払費用	8,404	11,116
その他	1,524	1,918
貸倒引当金	△ 234	—
流動資産合計	196,612	223,350
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,697	7,308
工具、器具及び備品	748	478
土地	312	312
有形固定資産合計	※ 1 9,758	※ 1 8,099
無形固定資産		
ソフトウェア	6,243	4,523
無形固定資産合計	6,243	4,523
投資その他の資産		
投資有価証券	—	10,000
出資金	150	150
長期前払費用	40	472
繰延税金資産	3,452	3,534
敷金及び保証金	33,592	33,531
その他	5,600	5,600
投資その他の資産合計	42,834	53,288
固定資産合計	58,836	65,911
資産合計	255,449	289,261

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	10,421	9,578
未払金	6,743	9,316
未払費用	11,539	11,562
未払法人税等	1,823	9,746
未払消費税等	8,246	11,262
契約負債	12,241	12,878
預り金	3,298	3,191
賞与引当金	8,637	6,871
流動負債合計	62,950	74,408
固定負債		
長期借入金	9,162	—
固定負債合計	9,162	—
負債合計	72,112	74,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	71,405	71,405
資本剰余金		
資本準備金	54,930	54,930
資本剰余金合計	54,930	54,930
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	57,001	88,518
利益剰余金合計	57,001	88,518
株主資本合計	183,336	214,853
純資産合計	183,336	214,853
負債純資産合計	255,449	289,261

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業収益	※ 1 405,062	※ 1 454,435
営業費用	※ 2 377,951	※ 2 412,866
営業利益	27,111	41,568
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	4	4
補助金収入	—	1,788
助成金収入	—	1,200
雑収入	—	70
営業外収益合計	5	3,064
営業外費用		
支払利息	241	467
雑損失	2	—
営業外費用合計	243	467
経常利益	26,872	44,165
税引前当期純利益	26,872	44,165
法人税、住民税及び事業税	6,090	12,730
法人税等調整額	1,728	△82
法人税等合計	7,818	12,648
当期純利益	19,054	31,517

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	71,405	54,930	54,930	37,946	37,946	164,281	164,281
当期変動額							
当期純利益				19,054	19,054	19,054	19,054
当期変動額合計	—	—	—	19,054	19,054	19,054	19,054
当期末残高	71,405	54,930	54,930	57,001	57,001	183,336	183,336

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	71, 405	54, 930	54, 930	57, 001	57, 001	183, 336	183, 336
当期変動額							
当期純利益				31, 517	31, 517	31, 517	31, 517
当期変動額合計	—	—	—	31, 517	31, 517	31, 517	31, 517
当期末残高	71, 405	54, 930	54, 930	88, 518	88, 518	214, 853	214, 853

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	26,872	44,165
減価償却費	3,728	3,379
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	30	△ 234
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,476	△ 1,765
受取利息及び受取配当金	△ 5	△ 6
補助金収入	—	△ 1,788
助成金収入	—	△ 1,200
支払利息	241	467
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 6,783	△ 567
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 183	△ 80
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 800	△ 2,724
未払金の増減額 (△は減少)	△ 10,485	2,572
未払費用の増減額 (△は減少)	1,008	23
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,242	3,016
前受金の増減額 (△は減少)	△ 11,469	—
契約負債の増減額 (△は減少)	12,241	636
預り金の増減額 (△は減少)	△ 27	△ 106
その他	△ 106	△ 765
小計	14,026	45,022
利息及び配当金の受取額	5	6
補助金の受取額	—	1,788
助成金の受取額	—	1,200
利息の支払額	△ 172	△ 455
法人税等の支払額	△ 12,436	△ 4,807
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,423	42,754
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△ 5,000	△ 3,000
有形固定資産の取得による支出	△ 660	—
投資有価証券の取得による支出	—	△ 10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,660	△ 13,000

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△ 5,000	-
長期借入れによる収入	20,000	-
長期借入金の返済による支出	△ 11,149	△ 10,004
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,850	△ 10,004
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 385	19,749
現金及び現金同等物の期首残高	128,836	128,451
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 128,451	※ 1 148,200

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～39年
工具、器具及び備品	6年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 保険代理業

保険代理業にかかる収益については、保険会社等との契約に基づく保険募集等の代理店業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	3,452	3,534

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性がある
と判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の状況
(過去における中期経営計画の達成状況、予算など)と整合的に修正し見積もっております。

当該見積りには、過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合わせ状況、媒介する預かり資産の推移等による仮
定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響
を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響
を及ぼすことが考えられます。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計
基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取
扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。
これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	21,099千円	22,758千円

(損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 営業費用のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
役員報酬	31,368千円	35,943千円
役員賞与	4,000	—
給料手当	134,001	153,849
業務委託費	44,649	46,539
地代家賃	29,638	29,638
減価償却費	3,728	3,379
賞与引当金繰入額	10,636	9,419
貸倒引当金繰入額	30	△ 234
おおよその割合		
販売費	68.8%	70.9%
一般管理費	31.2%	29.1%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,402	—	—	1,402

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,402	138,798	—	140,200

(変動事由の概要)

2023年12月15日付で普通株式1株を100株とする株式分割を実施し、株式数は138,798株増加し、140,200株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	147,051千円	169,800千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△18,600	△21,600
現金及び現金同等物	128,451	148,200

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部門からの報告に基づき担当部署が随時、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金については注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等については、いずれも短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

投資有価証券については、市場価格のない株式等であることから記載しておりません。

前事業年度(2022年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	19,583	19,557	△25
負債計	19,583	19,557	△25

当事業年度(2023年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	9,578	9,553	△24
負債計	9,578	9,553	△24

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
非上場株式	—	10,000

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	147,051	—	—	—
売掛金	39,129	—	—	—
合計	186,180	—	—	—

当事業年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	169,800	—	—	—
売掛金	39,696	—	—	—
合計	209,497	—	—	—

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,421	9,162	—	—	—	—

当事業年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,578	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	19,557	—	19,557
合計	—	19,557	—	19,557

当事業年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	9,553	—	9,553
合計	—	9,553	—	9,553

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年12月31日)

非上場株式等(貸借対照表計上額10,000千円)については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

(1) 採用する確定拠出制度の概要

当社は確定拠出型の制度として選択制確定拠出年金制度を採用しています。

(2) 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社は確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 8,519千円、当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 9,043千円です。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,925千円	2,307千円
未払事業税	208	992
保証金償却額	162	181
その他	318	235
繰延税金資産小計	3,615	3,715
評価性引当額	△162	△181
繰延税金資産合計	3,452	3,534

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	33.87%	33.58%
(調整)		
住民税均等割等	2.64	1.61
税額控除	△2.90	△3.99
中小法人に適用される軽減税率の影響	△3.39	△2.01
その他	△1.13	△0.55
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.09	28.64

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
金融商品仲介業	254,179	299,526
保険代理業	52,474	65,058
その他のサービス	98,408	89,850
顧客との契約から生じる収益	405,062	454,435
その他の収益	—	—
外部顧客への営業収益	405,062	454,435

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	32,345	39,129
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	39,129	39,696
契約負債（期首残高）	11,469	12,241
契約負債（期末残高）	12,241	12,878

契約負債は、顧客との契約に基づいて受領した前受金であり、履行義務の充足により収益へ振り替えられます。前事業年度に認識された収益の額のうち期首時点で契約負債に含まれていた金額は、11,421千円であります。また、当事業年度に認識された収益の額のうち期首時点で契約負債に含まれていた金額は、12,087千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、F Pによる金融サービス提供事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(千円)

	証券仲介業	保険代理業	その他のサービス	合計
外部顧客への営業収益	254,179	52,474	98,408	405,062

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	293,117	単一セグメントのため省略
ソニー生命株式会社	22,046	単一セグメントのため省略
株式会社ムゲンエステート	9,399	単一セグメントのため省略

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(千円)

	証券仲介業	保険代理業	その他のサービス	合計
外部顧客への営業収益	299,526	65,058	89,850	454,435

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	342,993	単一セグメントのため省略
第一フロンティア生命保険株式会社	21,999	単一セグメントのため省略
ソニー生命保険株式会社	18,413	単一セグメントのため省略

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	1,307.68円	1,532.48円
1株当たり当期純利益	135.91円	224.80円

(注) 1. 当社は、2023年12月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益(千円)	19,054	31,517
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	19,054	31,517
普通株式の期中平均株式数(株)	140,200	140,200

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	183,336	214,853
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	183,336	214,853
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	140,200	140,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表 計上額(千円)
投資有価証券	その他有価証券	なかのアセットマネジメント株式会社	1,000	10,000
計			1,000	10,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	29,234	—	—	29,234	21,925	1,389	7,308
工具、器具及び備品	1,311	—	—	1,311	832	270	478
土地	312	—	—	312	—	—	312
有形固定資産計	30,857	—	—	30,857	22,758	1,659	8,099
無形固定資産							
ソフトウェア	8,599	—	—	8,599	4,075	1,719	4,523
無形固定資産計	8,599	—	—	8,599	4,075	1,719	4,523

(注) 当期首残高及び当期末残高は「取得価額」で記載しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	10,421	9,578	3.23%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	9,162	—	—	—
合計	19,583	9,578	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	234	—	—	234	—
賞与引当金	8,637	6,871	8,637	—	6,871

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	345
預金	
普通預金	147,855
定期預金	21,600
小計	169,455
合計	169,800

② 売掛金

相手先別内訳

区分	金額(千円)
楽天証券株式会社	30,923
第一フロンティア生命保険株式会社	2,968
メットライフ生命保険株式会社	2,566
株式会社青山財産ネットワークス	990
ソニー生命保険株式会社	530
ジブラルタ生命保険株式会社	419
株式会社エーディーワークス	330
その他	772
合計	39,451

③ 敷金及び保証金

相手先別内訳

区分	金額(千円)
三井住友信託銀行株式会社	18,444
清和総合建物株式会社	9,328
東京法務局	5,000
リゾートトラスト株式会社	758
合計	33,531

④ 長期借入金

相手先別内訳

区分	金額(千円)
株式会社東日本銀行	4,996
株式会社きらぼし銀行	4,582
合計	9,578

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年 6 月30日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	－
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	－
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.gaiainc.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 1 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

G A I A株式会社
取締役会 御中

監査法人 東海会計社
愛知県 名古屋市

代表社員 公認会計士 青島 信吾
業務執行社員

代表社員 公認会計士 神谷 善昌
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG A I A株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G A I A株式会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。